

埼玉県重度障害者グループホーム整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、既存建物を利活用して、重度障害者が入居できるグループホームの整備に必要な改修費用に対する補助金を予算の範囲内において交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第2項から第4項まで、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例（昭和38年埼玉県条例第15号。以下「条例」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、障害者の地域生活への移行のため、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本的指針」という。）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年11月7日法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）、同条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）を運営する法人が、グループホームを整備するため、重度障害者の障害特性に合わせて入居に必要な改修工事等を行う場合に、その改修工事に要する費用の一部を補助することにより、地域社会における重度障害者の住まいの場の整備を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「重度障害者」とは、障害支援区分5以上又はそれに準ずるものをいう。
- (2) 「改修工事等」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる改修内容をいう。

整備区分	整備内容
改修整備工事	重度障害者を受け入れるためのバリアフリー化工事等グループホームの基盤整備を図るための改修工事 ※設備基準に適合させるための改修も含む
介護リフト等特殊付帯工事	重度障害者を受け入れるための介護用リフト等特殊付帯工事
消防設備等工事	重度障害者を受け入れるため消防法及び建築基準法等関係法令に適合させるために必要となる改修工事
生活基盤設備等改修工事	・浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ・給排水設備、電気設備、ガス設備等付帯設備及び冷暖房設備の改造工事 ・建物内部の模様替えのための改修工事

安全・防犯強化工事	スプリンクラー設備、非常通報装置など、グループホームの安全・防犯を強化するための工事
その他改修工事等	特に必要と認められる上記整備区分に準ずる工事
設計・監理	上記整備区分に関する設計・監理料

- (3)「既存建物」とは、建設工事の完了の日から起算して概ね1年を経過している建物をいう。
 なお、当該建物の建築確認年月日が昭和56年6月1日より前の場合は、耐震診断により耐震基準を満たしていることが確認できる建物を、本要綱の「既存建物」とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 社会福祉法人等が自己所有する既存建物を重度障害者が入居できるグループホームの共同生活住居又はユニットにするため、前条第2号に定める工事内容により改修を行った経費とする。
- (2) 社会福祉法人等が、賃貸借もしくは使用貸借により、既存建物を重度障害者が入居できるグループホームの共同生活住居又はユニットにするため、前条第2号に定める工事内容により改修を行った経費とする。

(交付対象)

第5条 この補助金の交付の対象となる法人は、次の各号いずれにも該当する法人とする。

- (1) さいたま市、川崎市、越谷市及び川口市を除く埼玉県内でグループホームを整備し、重度障害者1名以上が整備後のグループホームに入居を予定する法人。なお、補助事業の完了後は、速やかに当該住居に重度障害者を入居させること。
 - (2) 障害者総合支援法に定める療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助のいずれかの障害福祉サービスを前年度末時点で1年以上提供した重度障害者が10名以上いる法人。
- 2 前項の規定にかかわらず、この補助を受けようとする社会福祉法人等（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この補助金の交付の対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法

人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出する。

なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) スプリンクラー設備設置工事を行う場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費からその他の補助金や寄付金などの収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

イ アにより算出された額に別表1の第2欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表2の第3欄の補助額(上限額)を比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) スプリンクラー設備設置工事を行わない場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費からその他の補助金や寄付金などの収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

イ アにより算出された額に別表2の第2欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表2の第3欄の補助額(上限額)を比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助対象外経費)

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる経費は補助金の対象にしない。

(1) 第1条のグループホームの整備に必要な土地の取得及びその整地に関する経費

(2) 第1条のグループホームの整備に必要な既存建物の取得に関する経費

(3) 第1条のグループホームの整備に必要な既存建物の賃貸借若しくは使用貸借に関する経費

(4) その他補助対象経費として適当と認められない経費

(交付の条件)

第8条 規則第5条に規定する必要な条件は次のとおりとする。

(1) 次のものを変更するときは、知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

イ 建物等の用途

ウ 居室等改修内容及びその範囲

エ 入居定員

オ 重度障害者入居予定者数

(2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の3月1日までに、その理由と変更後の工期日程を添えて、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (5) 補助事業の完了後は、速やかに当該住居に重度障害者を入居させること。なお、年度内に重度障害者の入居がない場合は、重度障害者の入居後10日以内に、入居した支援対象者について、支援対象者現況報告書（別記第8号様式）の様式を用いて知事に提出すること。事業完了後1年以内に重度障害者の入居がない場合は、規則第16条第3項の規定により、原則、補助金の交付の決定の全部を取り消すとともに、規則第17条第1項の規定により既に交付されている補助金について返還を命じるものとする。
- (6) 補助事業に関する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、社会福祉法第113条第2項に規定された共同募金会を通じた受配者指定寄付金を除くものとする。
- (7) 補助事業の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) 改修契約等については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) この補助金の対象経費に対し、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付の決定を受けた場合には、この補助金の交付の申請はできないものとする。
- (10) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (11) 前(1)から(10)により付した条件に違反したときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(承認の手続き)

第9条 前条第1号から第3号の規定により、承認又は指示を受けようとする場合は、その内容及び理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(申請)

第10条 社会福祉法人等が、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする場合は、知事が定める期日までに（別記第1号様式）埼玉県重度障害者グループホーム整備促進事業補助金申請書1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 社会福祉法人等が、規則第12条の規定により実績報告をしようとする場合は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第7条（3）により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに埼玉県重度障害者グループホーム整備促進事業補助金実績報告書（別記第2号様式）1部を知事に提出しなければならない。

なお、補助事業が翌年度にわたるときは、埼玉県重度障害者グループホーム整備促進事業補助金の年度終了報告書（別記第3号様式）1部をこの補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(請求書)

第12条 社会福祉法人等が、規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとする

場合は、埼玉県重度障害者グループホーム整備促進事業補助金交付請求書（別記第4号様式）1部を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第13条 社会福祉法人等は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、埼玉県重度障害者グループホーム整備促進事業補助金概算払請求書（別記第5号様式）1部を知事に提出しなければならない。

（工事の状況報告）

第14条 社会福祉法人等は、工事を着手した場合には、埼玉県重度障害者グループホーム整備促進事業補助金による施設等の工事着工報告書（別記第6号様式）により、工事を着工した日から1週間以内に、また、工事進捗状況については、埼玉県重度障害者グループホーム整備促進事業補助金による施設等の工事進捗状況報告書（別記第7号様式）により、当該年度の12月末現在の状況を翌月の10日までにそれぞれ各1部を知事に提出しなければならない。

（支援対象者の状況報告）

第15条 社会福祉法人等は、補助事業完了後5年間は、埼玉県重度障害者グループホーム整備促進事業補助金により整備されたグループホームに入居した支援対象者について、支援対象者現況報告書（別記第8号様式）により各年度の3月末現在の状況を翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、期限を定め、本要綱に基づき交付された補助金の全額又は一部の額の返還を命ずるものとする。
2 知事は、補助金の額を確定したとき、その確定した額を超える補助金を交付した場合にあっては、期限を定め、その超える額の補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第17条 規則第19条第1号に規定する知事の定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物とし、同条第2号に規定する知事の定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が取得単価50万円以上の機械及び器具とする。
2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15条）に定める期間とし、期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納入させることができるものとする。

（書類の整備等）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿

を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了後（第7条（3）により改修の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 スプリンクラー設備設置工事を行う場合

整備区分	補助率	補助額（上限額）	補助対象経費
改修整備工事	3/4	8,000,000円	施設の改修に必要な工事費又は工事請負費（各々の行動特性に応じた環境整備を実施するもので、第6条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務の費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計・監理料をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）
介護リフト等特殊付帯工事			
消防設備等工事			
生活基盤設備等改修工事			
安全・防犯強化工事			
その他改修工事等			
設計・監理			

別表2 スプリンクラー設備設置工事を行わない場合

整備区分	補助率	補助額（上限額）	補助対象経費
改修整備工事	3/4	6,000,000円	施設の改修に必要な工事費又は工事請負費（各々の行動特性に応じた環境整備を実施するもので、第6条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務の費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計・監理料をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）
介護リフト等特殊付帯工事			
消防設備等工事			
生活基盤設備等改修工事			
安全・防犯強化工事			
その他改修工事等			
設計・監理			